事業場の皆さまへ

第14次労働災害防止計画 に基づく実態把握のため 点検表の回答 にご協力をお願いします！

1　「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。

2　第14次労働災害防止計画は令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間です。

3　計画では重点事項と取組に、「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定めています。（裏面参照）

◆ スマートフォン、タブレット、パソコンから回答可能です。

◆ 次の業種は専用フォームからご回答ください。

道路貨物運送業　**建設業**　**製造業**　**林業**

◆ 上記以外の業種は、共通フォームからご回答ください。

共通

※点検結果は印刷して保管できます。

パソコンからご回答いただく場合は、
ホームページ「 岩手労働局 自主点検」にアクセスし、
「第14次労働災害防止計画に関する自主点検の実施」
からご回答ください。

岩手労働局　自主点検　14次防　検索

令和9年度まで1年に1回、点検を実施し、事業場の取組状況を確認しましょう。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare　岩手労働局・労働基準監督署　（R8.9）

主な重点事項と具体的取組

第14次労働災害防止計画の詳しい内容はこちらから

アウトプット指標	アウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
➢**転倒災害対策**（ハード・ソフト両方から）に取り組む事業場の割合を**50%以上**とする	➢転倒の年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかける
➢卸売業・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への**安全衛生教育の実施率**を**80%以上**とする	➢転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする
➢介護・看護作業において、**ノーリフトケア**を導入している事業場の割合を**増加**させる	➢社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
➢「**エイジフレンドリーガイドライン**」に基づく取組を実施する事業場の割合を**50%以上**とする	➢60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
➢**外国人労働者**にわかりやすい方法で**災害防止の教育**を行っている事業場の割合を**50%以上**とする	➢外国人労働者の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
業種別の労働災害防止対策の推進	
➢「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」に基づく措置を実施する**道路貨物運送業（荷主含む）**の割合を**45%以上**とする	➢道路貨物運送業の死傷者数を5%以上減少させる
➢**墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメント**に取り組む**建設業**の事業場の割合を**85%以上**とする	 ➢建設業における死亡者数を15%以上減少させる
➢**機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策**に取り組む**製造業**の事業場の割合を**60%以上**とする	➢製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる
➢「**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**」に基づく措置を実施する**林業**の事業場の割合を**50%以上**とする	➢林業の死亡者数を15%以上減少させる 
労働者の健康確保対策の推進	
➢企業における**年次有給休暇**の取得率を**70%以上**とする	➢週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする
➢**勤務間インターバル制度**を導入している企業の割合を**15%以上**とする	
➢**メンタルヘルス対策**に取り組む事業場の割合を**80%以上**とする	➢自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする
➢労働者50人未満の小規模事業場における**ストレスチェック実施**の割合を**50%以上**とする	
➢必要な**産業保健サービスを提供**している事業場の割合を**80%以上**とする	
化学物質等による健康障害防止対策の推進	
➢労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている**化学物質**について、**ラベル表示・SDSの交付**を行っている事業場の割合を**80%以上**とする	➢化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、5年間で5%以上減少させる
➢労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている**化学物質**について、**リスクアセスメント**を行っている事業場の割合を**80%以上**とする	
➢**熱中症災害防止**のために**暑さ指数を把握し活用**している事業場の割合を**増加**させる	 ➢増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる